

議案第 3 4 号

町田市立学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程についての一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

2 0 2 5 年 3 月 3 日 提出

町田市教育委員会

教育長 小池 慎一郎

(提案理由説明)

本件は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

町田市立学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 出勤記録及び出勤簿に記録する休暇等の事由のうち、子どもの看護休暇の名称を子どもの看護等休暇に改めます。(別表関係)
- (2) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

町田市立学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部を改正する規程

町田市立学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程（昭和４２年７月町田市教育委員会規程第１号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前																								
(出勤簿の整理) 第７条 略 ２ 略 ３ 整理者は、第１項の表示をするときは、別表の第１号から第４号までに定める表示については朱又は類似の色を、その他の表示については黒又は類似の色を用いなければならない。ただし、整理者が出勤簿整理上必要と認めたときは、他の色を用いることができる。 別表（第６条、第７条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th><th>表示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>１・２ 略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>３ 地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３９条又は教育公務員特例法（昭和２４年法律第１号）第２２条、第２３条及び第２４条の規定による研修</td><td></td></tr> <tr> <td>４～２０ 略</td><td></td></tr> <tr> <td>２１ <u>子どもの看護等休暇</u></td><td>看休</td></tr> <tr> <td>２２～５１ 略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	事由	表示	１・２ 略	略	３ 地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３９条又は教育公務員特例法（昭和２４年法律第１号）第２２条、第２３条及び第２４条の規定による研修		４～２０ 略		２１ <u>子どもの看護等休暇</u>	看休	２２～５１ 略	略	(出勤簿の整理) 第７条 略 ２ 略 ３ 整理者は、第１項の表示をするときは、別表の第１号から第４号に定める表示については朱又は類似の色を、その他の表示については黒又は類似の色を用いなければならない。ただし、整理者が出勤簿整理上必要と認めたときは、他の色を用いることができる。 別表（第６条及び第７条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th><th>表示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>１・２ 略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>３ 地方公務員法第３９条又は教育公務員特例法（昭和２４年法律第１号）第２２条、第２３条及び第２４条の規定による研修</td><td></td></tr> <tr> <td>４～２０ 略</td><td></td></tr> <tr> <td>２１ <u>子どもの看護休暇</u></td><td>看休</td></tr> <tr> <td>２２～５１ 略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	事由	表示	１・２ 略	略	３ 地方公務員法第３９条又は教育公務員特例法（昭和２４年法律第１号）第２２条、第２３条及び第２４条の規定による研修		４～２０ 略		２１ <u>子どもの看護休暇</u>	看休	２２～５１ 略	略
事由	表示																								
１・２ 略	略																								
３ 地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３９条又は教育公務員特例法（昭和２４年法律第１号）第２２条、第２３条及び第２４条の規定による研修																									
４～２０ 略																									
２１ <u>子どもの看護等休暇</u>	看休																								
２２～５１ 略	略																								
事由	表示																								
１・２ 略	略																								
３ 地方公務員法第３９条又は教育公務員特例法（昭和２４年法律第１号）第２２条、第２３条及び第２４条の規定による研修																									
４～２０ 略																									
２１ <u>子どもの看護休暇</u>	看休																								
２２～５１ 略	略																								

附 則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。